

後援名義等の使用承認に関する規則

国、地方公共団体、民間団体、民間企業等が主催する博覧会、展示会、講演会、記念式等の行事について、主催者から後援、共催、協賛等の名義（以下「後援名義等」という。）の使用の依頼があった場合は、下記により取り扱うものとする。

第1条（後援、協賛又は共催の名義の使い分け）

- 1 「後援」と「協賛」の区分については、原則として「後援」名義の使用を承認するが、特に主催者の要望があるときは、「協賛」名義等の使用を承認することができる。
- 2 「後援」は、北中城村観光協会（以下「協会」という。）が当該行事を外部的に支援するものであるのに対し、「共催」は、協会が主体的に実施すべき行事を他の団体等と共同して実施するものであるから、いずれの名義を使用するかについては、十分検討して承認する。

第2条（後援名義等の使用承認基準等）

- 1 協会が後援名義等の使用を承認することのできる行事は、後援名義等の使用が協会の施策の推進及び観光振興に寄与すると認められるものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義等の使用を承認しないものとする。
 - (1) 行事が公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるものである事業等
 - (2) 政治団体、宗教団体及びそれらに類した団体が行う事業等
 - (3) 政治及び宗教の要素が強い事業等
 - (4) 私的な利益を目的とした事業等
 - (5) 主催者の事業運営能力等に疑義がある事業等
 - (6) 協会の施策の推進及び観光振興に寄与すると認められない事業等
 - (7) 過去5年以内の申請歴において、協会と主催者（又は申請者）の間で誓約した事項を遵守していないことが認められる団体等からの申請
 - (8) 過去5年以内に後援名義等の不正使用及び虚偽の申請が認められる事業等又は団体等からの申請
 - (9) その他、後援名義等の使用を承認すべきでない特段の事情がある事業等
- 2 後援名義等の使用承認に当たっては、行事の実施状況の把握等に必要な条件を付するものとする。

第3条（共催の使用承認基準等）

協会が「共催」名義の使用を承認することのできる行事は、協会が主体的に実施すべき行事を他の団体等と共同して実施するものであるから、原則として人的、財務的負担を伴うとともに第2条及び次の各号のすべてに該当するもののみ承認する。

- (1) 協会の経営方針及びその他協会の計画の推進に資する。
- (2) 人的、財務的負担に対しての共催目的が明確である。
- (3) 他業務を圧迫しない。
- (4) 共催について、協会の会議等で職員間の合意が取れている。

第4条（後援名義等の使用承認手続）

後援名義等の使用承認に当たっては、協会の会議等で職員間の合意を取った上で、会長決裁の稟議により決定する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。